



(号 外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

(その他告示)

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件 (子ども家庭庁一五)
- 熊本県の一部の地域における関税に關する申請期限等を延長する件 (財務三三六)
- 熊本県の一部の地域における国税に關する申告期限等を延長する件 (国税庁二二)
- 令和八年熊本地震による災害に關し、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件 (同二二)
- 熊本県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例 (厚生労働三三三)
- 熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件 (同三一四)

○令和八年熊本地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件 (経済産業・環境五)

○令和八年熊本地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件 (環境三八)

その他告示

○子ども家庭庁告示第十五号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律 (平成八年法律第十五号) 第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。
令和八年八月十二日
子ども家庭庁長官 藤原 朋子

対象となる特定権利利益	対象者
児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号) 第二十条第一項の規定に基づく療育の給付	令和八年熊本地震に際し、災害救助法 (昭和二十二年法律第十八号) が適用された市町村の区域 (以下「特定被災区域」という) 内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設 (特定被災区域内に在る施設に係るものに限る)	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四条の二第六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定 (特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)	特定被災区域内に事業所を有する者
母子保健法 (昭和四十年法律第四十一号) 第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に關する法律 (平成二十八年法律第十号) 第六条第一項の規定に基づき養子縁組あつせん事業の許可	特定被災区域内に事業所を有する者

○財務省告示第二百三十六号
関税法施行令 (昭和二十九年政令第五百十号) 第一条の四第一項の規定に基づき、関税に關する法律に基づき申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に關する期限のうち、令和八年熊本地震が発生した日 (令和八年七月二十八日) において次に掲げる地域に住所又は居所を有していた者に係るもので、その期限が同日以後に到来するものについては、その期限を別途財務省告示で定める日まで延長する。
令和八年八月十二日
財務大臣 片山さつき

都道府県	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡水川町

国税庁長官 青木 孝徳

○国税庁告示第二十二号

令和八年八月十二日

国稅庁長官 青木 孝徳

令和八年八月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

次の表に定める地域

指定地域に住所を有する者

年金法施行規則第十

に確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がない場合

健康保險法（大

健康保險法（大

都道府県名

熊
本
県

○經濟產業省
環境省 告示第五号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（平成八年法律第八十五号）第三條第二項の規定に基づき、同條第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月十二日

経済産業大臣 赤澤 亮正
農林大臣 石井 宏高

特定權利利益	対象者	延長後の満了日
フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定による登録であつて、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第二十号）が適用された同法第二百一十條に規定する災害発生市町村の区域に事業所を有する者	令和九年一月二十七日
フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定による登録であつて、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定による登録であつて、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定による登録であつて、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定による登録であつて、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定による登録であつて、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		

○環境省告示第三十八号

(令和八年熊本地震)による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用による措置の指定に関する政令(令和八年政令第二百六十号)により指定された令和八年熊本地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)第三條第二項の規定に基づき、同條第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月十二日

環境大臣 石原 宏高

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三十一条の規定により、同法第五十一条の規定に於て、令和九年一月二十六日以前にその有効期間（同条第二項の規定により更新されたものを含む）が満了するもの 温泉法第十一條第一項の規定による増掘又は動力の設置の許可であつて、同条第二項及び第三項において読み替へて準用する同法第五十一条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間（同法第六十一条第二項及び第三項において読み替へて準用する同法第五十二条第二項の規定により更新されたものを含む）が満了するもの 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第二十條第三項、第二十一條第三項又は第二十二條第三項の規定による許可であつて、同法第三十二條の規定に基づく条件により、令和九年一月二十六日以前に当該許可に係る行為を行うことができる期間が満了するもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七條第一項の規定による許可であつて、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七條第六項の規定による許可であつて、同条第七項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九條の二の四第一項の規定による認定であつて、同条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失ふもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四條第一項の規定による許可であつて、同条第二項の	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十号）が適用された同法第二十条に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る工事を行う者 特定被災区域内において当該許可に係る工事を行う者	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十号）が適用された同法第二十条に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において当該許可に係る工事を行う者 特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	令和九年一月二十七日 延長後の満了日
--	--	---	-------------------------------

規定により、令和九年一月二十 六日以前にその有効期間が満了 するもの	特定被災区域内において当該許 可に係る業を行う者
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第十四条の四第一項の規定 による許可であつて、令和九年一 月二十六日以前にその有効期間 が満了するもの	特定被災区域内において当該許 可に係る業を行う者
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第十四条の四第六項の規定 による許可であつて、令和九年一 月二十六日以前にその有効期間 が満了するもの	特定被災区域内において当該許 可に係る業を行う者
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第十五条の三第三項の 規定による認定であつて、令和 九年一月二十六日以前にその効 力を失うもの	特定被災区域内において当該認 定に係る施設を設置している者
自然環境保全法（昭和四十七 年法律第八十五号）第二十五 条第五項において準用する同法 第十七条第二項の規定に基づく 件により、令和九年一月二十六 日以前に当該許可に係る行為を 行うことができる期間が満了す るもの	特定被災区域内において当該許 可に係る行為を行う者
動物の愛護及び管理に関する法 律（昭和四十八年法律第五号） 第十條第一項の規定による第一 種動物取扱業の登録であつて、 令和九年一月二十六日以前に その有効期間が満了するもの	特定被災区域内に当該登録に係 る事業所を有する者
動物の愛護及び管理に関する法 律第二十六條第一項の規定によ る特定動物の飼養又は保管の許 可であつて、動物の愛護及び管 理に関する法律施行規則（平成 十八年環境省令第一号）第十四 条の規定により、令和九年一月 二十六日以前にその有効期間が 満了するもの	特定被災区域内において当該許 可に係る法律第二十六條第一項の 特定飼養施設を有する者
公害健康被害の補償等に関する 法律（昭和四十八年法律第二十 号）第五條第一項の規定による 二項の規定により、令和九年一 月二十六日以前にその申請期間 が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有す る者

公害健康被害の補償等に関する 法律第二十四條第一項又は第二 項の規定による療養費の支給の 請求であつて、令和九年一月二 十六日以前にその請求期間が満 了するもの	特定被災区域内に居住地を有す る者
公害健康被害の補償等に関する 法律第二十九條第一項若しくは 第三十四條第一項の規定による 償金の支給の請求又は同族補給 金の支給の請求であつて、令和 九年一月二十六日以前にその請 求期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有す る者
公害健康被害の補償等に関する 法律第四十條第一項の規定によ る療養手当の支給の請求であつ て、令和九年一月二十六日以前 にその請求期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有す る者
公害健康被害の補償等に関する 法律第四十一條第一項の規定に よる葬祭料の支給の請求であつ て、令和九年一月二十六日以前 にその請求期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有す る者
鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律（平成 第四年法律第八十八号）第二十 九條第一項の規定による登録 であつて、令和九年一月二十六 日以前にその有効期間が満了す るもの	特定被災区域内に当該登録に係 る住所（法人にあつては主たる 事務所）を有する者
特定外来生物による生態系等に 係る被害の防止に関する法律（平 成十五年法律第七十八号）第十 五條第一項の規定による飼養 （平成十六年法律第七十八号） に基づき、令和九年一月二十六 日以前に当該許可に係る飼養等 を行うことができるもの	特定被災区域内に当該許可に係 る住所（法人にあつては主たる 事務所）を有する者
特定外来生物による生態系等に 係る被害の防止に関する法律第 九條の二第二項の規定による放 出等の許可であつて、同法第六 條第四項の規定に基づき、令和 九年一月二十六日以前に当該許 可に係る放出等を行うもの	特定被災区域内に当該許可に係 る住所（法人にあつては主たる 事務所）を有する者